

質問書

	(ふりがな)	
	事業者名	
	(ふりがな)	
	所属職名・氏名	
	連 絡 先	
質 問 事 項	◆項目：認定こども園の認定・地域子育て支援事業の認定・事業発達支援事業の併設について	
	◆内容  (1) 要綱は、認可保育園の公募となっておりますが、2、3号定員を条件にあわせていただき、別途、1号認定を設定することで、最初から幼保連携型認定こども園として申請を行うことは、難しいのでしょうか？ (2) 地域子育て支援事業を開始することは可能ですか？ (3) 児童発達支援事業を併設することは可能でしょうか？	
回 答	(1) 施設整備と認定こども園の認可申請を並行して行うことが難しいと判断し、今回は保育所に限定しております。 なお、保育所として開設した後、2号及び3号の利用定員を減らさないことを前提に、認定こども園に移行していただくことは可能です。 (2) 応募要件として延長保育事業の実施を挙げていますが、それ以外の地域子ども・子育て支援事業としては、一時預かり事業の実施を想定しています。 (3) 児童発達支援事業については、恐れ入りますが本市地域福祉課へお問い合わせください。	

【質疑受付期限】

令和 5 年 6 月 26 日 (月)

【回答方法等】

糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載し、周知します。

質問書

	(ふりがな)	
	事業者名	
	(ふりがな)	
	所属職名・氏名	
	連絡先	
質問事項	◆項目：応募書類について	
	◆内容	
	<p>1) 提出書類 2 番の添付として「土地の登記簿謄本」提出書類 4 番「法人の登記簿謄本」とありますが、原本1部、副本は写しで問題ないでしょうか。</p> <p>2) 提出書類 6 番の「納税証明書」関係書類については、直近年度の証明書のご提出で問題ないでしょうか。複数の施設を複数の市町村で運営している場合は、各施設の県税・市町村税の滞納（未納）のない証明書を取得する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>3) 提出方法については持参または郵送であるとあるが、「持参」とする場合、法人の代表者が持参する必要がありますか。県外法人等の場合、法人が起用している設計事務所等が法人の了承のもと、代理で持参提出する事は可能でしょうか。</p> <p>4) 提出にあたって、副本には応募者名が分からないようにする事とありますが、正本のファイルには、法人名を明記してよろしいでしょうか。また、副本には「糸島市認可保育所 設置運営事業者公募申請書類」などのタイトルのみを表紙・背表紙に記載したらよろしいでしょうか。ファイルの表紙・背表紙に記載するタイトルについてのご指示はありますか。「糸島市認可保育所 設置運営事業者公募申請書類」でよろしいでしょうか。</p> <p>5) 公募要項内 9 「スケジュール」(6) の「応募資格確認期間」とあるが、これは、具体的にはどのような期間なのでしょう。例えば、公募申請書類を 7 月 20 日頃に提出した場合、7 月末頃までに糸島市の方で、提出書類等をご確認され不備や修正箇所等をご指示頂けるという期間でしょうか。その場合、8 月 2 日（水）までであれば、書類の差替え・追加提出が可能ということになりますでしょうか。</p> <p>6) 公募要項内 7 「設置運営事業者の選定及び決定」(1) イに記載がある設置運営事業者選定委員会による応募者面接についてですが、プレゼンテーションはどのような形でおこなうことが認められますか。提出する公募申請書類の内容に基づいたパワーポイント等でのプレゼンテーションを作成したり、選定委員会の方々向けへプレゼンテーション用の資料を配布される事が認められるのかなど、具体的に教えて頂けますでしょうか。また、時間は何分程になりますでしょうか。</p> <p>7) 印刷方法についてですが、片面・両面印刷・カラー白黒等の指定はありますか。</p>	

回 答	<p>1) どちらの場合も、副本分は写しで構いません。</p> <p>2) 直近分として、令和4年度分の証明書をご提出ください。なお、複数の市町村で運営されている場合は、各市町村の納税証明書が必要です。</p> <p>3) 代理人の提出でも問題ありません。</p> <p>4) 公募要項6(3)エにより、正本には、法人名を記載し、副本には記載する必要はありません。</p> <p>5) 応募資格確認期間とは、公募要項の3「応募申請資格」に掲げる事項を満たしているかを確認する期間です。      応募書類を市で確認する中で、疑義等があった場合に、問い合わせなどを行う予定としています。      したがって、質問のような指示をするものではありません。      なお、自発的な書類の再提出については、公募要項6(4)ウにより、8月2日までは可能であることを申し添えます。</p> <p>6) プレゼンテーションは、公募要項6(1)番号10の「設置運営に係る全体計画書」により、実施されることを想定しています。      なお、当該計画書については、紙での提出(11部)も必要です。      時間配分等の詳細については、改めてお知らせする予定ですが、現時点では、説明を20分程度、質疑応答を15分程度と予定しています。</p> <p>7) 印刷方法は、公募要項6(4)エに従ってください。カラー白黒の指定はありません。</p>
--------	---

**【質疑受付期限】**

令和5年6月26日(月)

**【回答方法等】**

糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載し、周知します。

## 質問書

	(ふりがな)	
	事業者名	
	(ふりがな)	
	所属職名・氏名	
	連絡先	
質問事項	◆項目：候補地探しについて	
	◆内容 候補地探しに関しまして、市街化調整区域内での建築についてご質問です。  1) A・B(加点有)エリア内の農振地域は、通常「農振除外の申請」を行う事で農振解除ができ、保育所等の建設も可能となりますが、次回の「農振除外の申請受付」は、令和5年4月1日～令和6年3月31日まで中止されている状況で、かつ、受付開始は、令和6年9月末とされております。この為、工事の着手が遅れ、令和7年4月1日の開園が令和7年7月や9月まで遅れた場合、2ヶ年事業として取り扱い頂くことは可能でしょうか。又は、令和8年4月1日の開園となることは、可能でしょうか。  2) 埋蔵文化財について、試掘調査の結果、本掘調査が必要になり、想定期間以上の調査が発生し工期が遅れ、令和7年4月の開園が出来なくなった場合、※1)と同じように2ヶ年事業として取り扱い頂くことは可能でしょうか。  3) 農振地域ではない場合でも、市街化調整区域内での建築は、都市計画課への確認では、新規保育所であっても建築許可は難しいと言われておりますが、本公募の特例等で許可を出して頂ける可能性はありますか。	
回答	1) 今回の応募条件は「令和7年4月開園」としております。遅延を前提とした計画は対象外とさせていただきますのでご了承ください。 2) 試掘の結果、埋蔵文化財が発掘される等の特別な事情が発生した場合は、開園時期について別途協議することとしています。 3) 本公募による特例等はありません。	

## 【質疑受付期限】

令和5年6月26日(月)

## 【回答方法等】

糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載し、周知します。